

医療法人社団三栄会に対する再生支援の完了について

2014年9月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2012年4月5日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月7日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしていない旨の決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2014年9月30日に機構が保有する再生支援対象事業者への債権の弁済を完了しており、また本日までに専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
医療法人社団三栄会

2. 買取決定等に係る債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしていない旨の決定を行ったため、債権の買取りはございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整、融資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上